

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成30年5月31日
【計算期間】 第10期中（自 平成29年9月1日 至 平成30年2月28日）
【ファンド名】 プレミアム・ファンズ
（Premium Funds）
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・
エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
（2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成30年2月28日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

（注2）本書は、プレミアム・ファンズ ビムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ ビムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）およびプレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドを対象として作成されている。

1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)が管理するプレミアム・ファンズ(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て(以下「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て」という。)、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)(以下「ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て」という。)およびプレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド(以下「キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド」という。)(以下、各サブ・ファンドを個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

(2018年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率(注1) (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	10,655,840.02	100.65
小計		10,655,840.02	100.65
現金その他の資産(負債控除後)		- 69,259.95	- 0.65
合計 (純資産価額)		10,586,580.07 (約1,125百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2018年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=106.24円)による。以下同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、各サブ・ファンドの各受益証券またはクラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

(2018年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (円)	投資比率(注1) (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	107,658,743	106.31
小計		107,658,743	106.31
現金その他の資産(負債控除後)		- 6,387,737	- 6.31
合計 (純資産価額)		101,271,006	100.00

()キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

(2018年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注1) (%)
-------	-------	---------------	-----------------

投資証券	ルクセンブルグ	20,029,718.72	100.53
小計		20,029,718.72	100.53
現金その他の資産(負債控除後)		- 105,232.24	- 0.53
合計 (純資産価額)		19,924,486.48 (約2,117百万円)	100.00

投資資産

(A) 投資有価証券の主要銘柄

() ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

(2018年3月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J(USD)	ケイマン 諸島	ユニット・ トラスト	731,354.84	12.14	8,881,937.75	14.57	10,655,840.02	100.65

() ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

(2018年3月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得金額(円)		時価(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J(JPY, Hedged)	ケイマン 諸島	ユニット・ トラスト	7,933	12,013	95,299,625	13,571	107,658,743	106.31

() キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

(2018年3月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Capital International Fund - Capital Group Investment Company of America (LUX) Class C ACC	ルクセン ブルグ	投資法人	1,578,386.03	8.85	13,967,738.08	12.69	20,029,718.72	100.53

(B) 投資不動産物件(2018年3月末日現在)

該当事項なし。

(C) その他投資資産の主要なもの(2018年3月末日現在)

該当事項なし。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建ておよびキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの2018年3月末日前1年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2017年4月末日	12,364,842.94	1,313,640,914	12.78	1,358
5月末日	12,182,624.91	1,294,282,070	12.84	1,364
6月末日	12,110,922.36	1,286,664,392	12.80	1,360
7月末日	12,012,212.59	1,276,177,466	12.84	1,364
8月末日	11,947,888.51	1,269,343,675	12.94	1,375
9月末日	11,981,000.93	1,272,861,539	12.87	1,367
10月末日	11,978,438.98	1,272,589,357	12.87	1,367
11月末日	11,766,009.84	1,250,020,885	12.84	1,364
12月末日	11,721,399.24	1,245,281,455	12.89	1,369
2018年1月末日	11,511,111.82	1,222,940,520	12.73	1,352
2月末日	11,315,529.27	1,202,161,830	12.60	1,339
3月末日	10,586,580.07	1,124,718,267	12.66	1,345

< 参考情報 >

(2009年3月31日(運用開始日)～2018年3月末日)

純資産の推移



（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
2017年4月末日	184,498,713	1,103
5月末日	139,388,154	1,104
6月末日	134,348,389	1,096
7月末日	128,915,351	1,094
8月末日	119,518,150	1,097
9月末日	117,236,670	1,086
10月末日	114,819,771	1,080
11月末日	114,062,731	1,073
12月末日	113,979,996	1,072
2018年1月末日	111,996,860	1,053
2月末日	105,513,222	1,038
3月末日	101,271,006	1,002

< 参考情報 >

(2009年3月31日(運用開始日)～2018年3月末日)

純資産の推移



() キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	受益証券	参照通貨	円
2017年4月末日	21,717,787.50	2,307,297,744	米ドル建て	19.36	2,057
			円建て	2,248	-
5月末日	21,788,408.65	2,314,800,535	米ドル建て	19.50	2,072
			円建て	2,257	-
6月末日	20,159,723.59	2,141,769,034	米ドル建て	19.60	2,082
			円建て	2,292	-
7月末日	19,171,453.97	2,036,775,270	米ドル建て	19.87	2,111
			円建て	2,294	-
8月末日	18,960,523.96	2,014,366,066	米ドル建て	19.61	2,083
			円建て	2,262	-
9月末日	19,310,573.80	2,051,555,361	米ドル建て	20.20	2,146
			円建て	2,370	-
10月末日	19,548,370.89	2,076,818,923	米ドル建て	20.56	2,184
			円建て	2,429	-
11月末日	20,842,701.97	2,214,328,657	米ドル建て	21.04	2,235
			円建て	2,469	-
12月末日	21,065,961.33	2,238,047,732	米ドル建て	21.41	2,275
			円建て	2,515	-
2018年1月末日	22,700,522.51	2,411,703,511	米ドル建て	22.56	2,397
			円建て	2,559	-
2月末日	20,797,333.68	2,209,508,730	米ドル建て	21.70	2,305
			円建て	2,423	-
3月末日	19,924,486.48	2,116,777,444	米ドル建て	20.96	2,227
			円建て	2,327	-

< 参考情報 >

(2009年12月30日(運用開始日) ~ 2018年3月末日)

純資産の推移



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

() ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

期間	収益率 ^(注)
2017年4月1日 ～2018年3月末日	-0.31%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2017年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年3月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（2009年については、米ドル建てファンドは、1口当たり10米ドル、円建て（ヘッジあり）ファンドは、1口当たり1,000円）

(注2) 2009年については2009年3月31日（運用開始日）から同年末日まで、2018年については2018年1月1日から同年3月末日までの収益率となる。

（ ）ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て

期間	収益率(注)
2017年4月1日 ～2018年3月末日	- 8.83%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2017年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年3月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配落の額）（2009年については、米ドル建てファンドは、1口当たり10米ドル、円建て（ヘッジあり）ファンドは、1口当たり1,000円）

(注2) 2009年については2009年3月31日（運用開始日）から同年末日まで、2018年については2018年1月1日から同年3月末日までの収益率となる。

() キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

期間	受益証券の種類	収益率(注)
2017年4月1日 ~2018年3月末日	米ドル建て受益証券	8.83%
	円建て受益証券	3.56%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年3月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2017年3月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

< 参考情報 >

収益率の推移

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、2018年については2018年3月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配落の額)(2010年については、米ドル建て受益証券は、1口当たり10米ドル、円建て受益証券は、1口当たり1,000円)

(注2) 2010年については2009年12月30日(運用開始日)から2010年末日まで、2018年については2018年1月1日から同年3月末日までの収益率となる。

（３）【投資リスク】

<リスクに関する参考情報>

A. ピムコ トータル・リターン ストラテジー

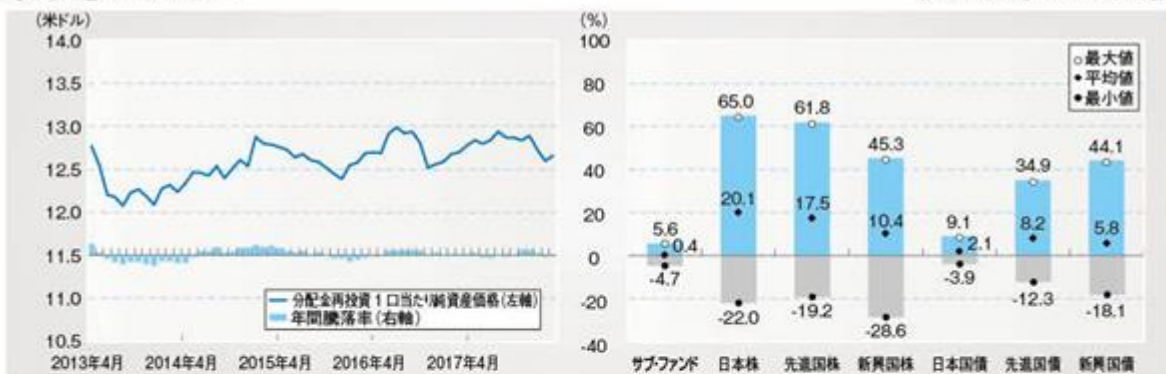
各サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年4月～2018年3月の5年間における各サブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

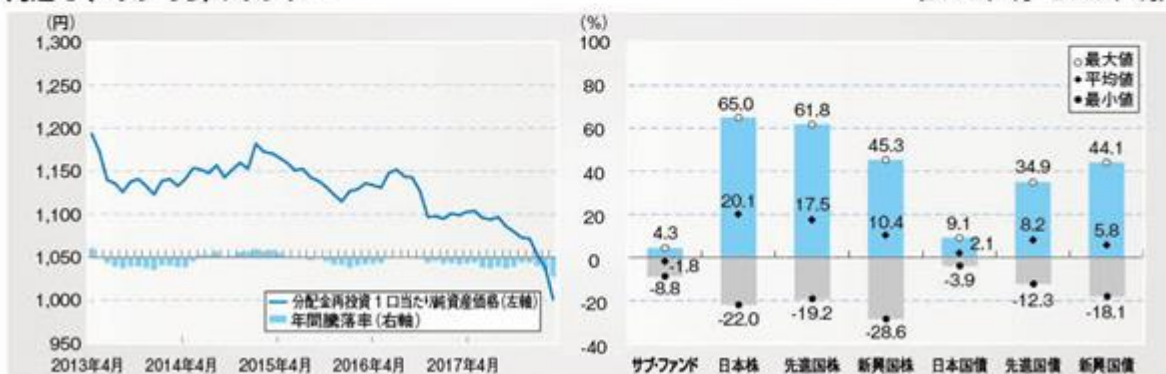
各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、各サブ・ファンド（各サブ・ファンドの基準通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、各サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

<米ドル建てファンド>



<円建て(ヘッジあり)ファンド>



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各サブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) 各サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 米ドル建てファンドの年間騰落率は、米ドル建てファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) 各サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) 各サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
- 新興国株.....S&P 新興国総合指数
- 日本国債.....BBGパークレイズE 1年超日本国債指数
- 先進国債.....FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

B. キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

サブ・ファンドの配金再投資
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年4月～2018年3月の5年間におけるサブ・ファンドの配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（各受益証券の表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。

<米ドル建て受益証券>

(2013年4月～2018年3月)



<円建て受益証券>

(2013年4月～2018年3月)



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・酒田松本法律事務所が作成

- (注1) 配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては配金の支払実績はないため、配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) 米ドル建て受益証券の年間騰落率は、米ドル建て受益証券の表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
- 新興国株.....S&P 新興国総合指数
- 日本国債.....BBGパークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債.....FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

(注) ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券

取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

2【販売及び買戻しの実績】

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年4月1日 ～ 2018年3月末日	8,227.764 (8,227.764)	169,604.401 (169,604.401)	836,192.184 (836,192.184)

(注)()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年4月1日 ～ 2018年3月末日	0.000 (0.000)	74,771.312 (74,771.312)	101,097.698 (101,097.698)

()キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

米ドル建て受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年4月1日 ～ 2018年3月末日	87,872.155 (87,872.155)	274,474.874 (274,474.874)	775,166.516 (775,166.516)

円建て受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2017年4月1日 ～ 2018年3月末日	73,497.685 (73,497.685)	74,309.944 (74,309.944)	168,536.485 (168,536.485)

3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

- 1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル
2) 円建て受益証券 = 日本円

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 106.24円

(1)【資産及び負債の状況】

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての財務書類

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

純資産計算書

2018年2月28日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
(取得原価9,559,218.71米ドル			
(1,015,571千円))	1.2	11,358,190.37	1,206,694
銀行預金		31,068.55	3,301
資産合計		11,389,258.92	1,209,995
負債			
未払印刷および公告費用		27,610.83	2,933
未払弁護士費用		17,916.50	1,903
未払専門家費用		13,721.78	1,458
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	5,156.68	548
未払投資運用会社報酬	4	4,353.93	463
未払受託会社報酬	2	2,541.47	270
未払管理事務代行会社報酬	5	945.66	100
未払代行協会員報酬	8	851.68	90
未払管理会社報酬	3	283.86	30
未払保管会社報酬	6	94.23	10
その他の負債		253.03	27
負債合計		73,729.65	7,833
純資産		11,315,529.27	1,202,162
発行済受益証券口数		898,099.488口	
受益証券1口当たり純資産価格		12.60	1,339円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て
統計情報

発行済受益証券口数、期末

2016年8月31日	1,067,181.382 □
2017年8月31日	923,000.293 □
発行受益証券	7,836.528 □
買戻受益証券	(32,737.333) □
2018年2月28日	898,099.488 □

純資産、期末

	米ドル
2016年8月31日	13,781,840.26 (1,464,183千円)
2017年8月31日	11,947,888.51 (1,269,344千円)
2018年2月28日	11,315,529.27 (1,202,162千円)

受益証券1口当たり純資産価格、期末

	米ドル
2016年8月31日	12.91 (1,372円)
2017年8月31日	12.94 (1,375円)
2018年2月28日	12.60 (1,339円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て

財務書類に対する注記

2018年2月28日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は、当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 配当金収入

配当金は、投資先ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益として計上される。2018年2月28日終了会計期間において投資先ファンドが支払った配当金はなかった。

1.6 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産の年率0.015%の受託会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産の年率0.03%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産の年率0.46%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てに帰属するピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産のうち300万米ドル以下の部分の年率0.10%および当該純資産のうち300万米ドルを超える部分の年率0.06%の報酬を、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産のうち300万米ドル相当額以下の部分の年率0.535%および各社が取り扱う受益証券に対応する当該純資産のうち300万米ドル相当額を超える部分の年率0.575%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての純資産の年率0.09%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ては、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

注10．受益証券の販売および買戻しの条件

2018年3月14日までは、受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表していた。

2018年3月14日より後では、注記12に記載されているとおり、受益証券の発行は一時停止されている。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻ることができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注11．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資顧問会社と同じ企業グループに属しているため、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての関連当事者と見なされている。

注12. 決算日後の状況

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての償還に関する決定がありうることを見越して、管理会社は2018年3月14日に、()2018年3月14日より後からさらなる通知を行うまでピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての受益証券の発行を一時停止すること、()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てとプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)との受益証券のスイッチングを一時停止すること、()プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドからピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てへの受益証券のスイッチングを一時停止することおよび()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ての償還費用に対する引当金を、2018年3月15日現在の純資産価額に反映することを決定した。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て
 投資有価証券明細表
 2018年2月28日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
787,123.38	PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (USD)	米ドル	9,559,218.71	11,358,190.37	100.38
投資信託合計			9,559,218.71	11,358,190.37	100.38
投資有価証券合計			9,559,218.71	11,358,190.37	100.38

投資有価証券の分類

2018年2月28日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ケイマン諸島		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.38
投資有価証券合計		100.38

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の財務書類

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)

純資産計算書

2018年2月28日現在

(表示通貨:日本円)

	注	円
資産		
投資有価証券 - 純資産評価額(取得原価97,269,765円)	1.2	109,107,075
銀行預金		26,319
資産合計		109,133,394
負債		
未払印刷および公告費用		1,522,282
未払専門家費用		1,502,622
未払受託会社報酬	2	278,357
未払弁護士費用		177,987
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	48,985
未払投資運用会社報酬	4	41,372
未払管理事務代行会社報酬	5	8,977
未払代行協会員報酬	8	8,086
未払管理会社報酬	3	2,689
未払保管会社報酬	6	888
その他の負債		27,927
負債合計		3,620,172
純資産		105,513,222
発行済受益証券口数		101,639.445口
受益証券1口当たり純資産価格		1,038

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)

統計情報

発行済受益証券口数、期末

2016年8月31日	218,886.376 □
2017年8月31日	108,994.407 □
発行受益証券	- □
買戻受益証券	(7,354.962) □
2018年2月28日	101,639.445 □

純資産、期末

	円
2016年8月31日	250,241,715
2017年8月31日	119,518,150
2018年2月28日	105,513,222

受益証券1口当たり純資産価格、期末

	円
2016年8月31日	1,143
2017年8月31日	1,097
2018年2月28日	1,038

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）

財務書類に対する注記

2018年2月28日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）が保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は、当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 配当金収入

配当金は、投資先ファンドにより配当宣言が行われた時点で収益として計上される。2018年2月28日終了会計期間において投資先ファンドが支払った配当金はなかった。

1.6 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。日本円以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで日本円に換算される。

1.7 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産の年率0.015%の受託会社報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされるピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産の年率0.03%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産の年率0.46%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）に帰属するピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.10%およびピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の当該純資産のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.06%の報酬を、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する。

注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の純資産の年率0.01%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）の資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の純資産のうち30百万米ドル相当額以下の部分の年率0.535%および各社が取り扱う受益証券に対応するピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の純資産のうち30百万米ドル相当額を超える部分の年率0.575%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の純資産の年率0.09%の報酬をピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)は、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。

注10．受益証券の販売および買戻しの条件

2018年3月14日までは、受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「発行価格」という)で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表していた。

2018年3月14日より後では、注記12に記載されているとおり、受益証券の発行は一時停止されている。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という)で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注11. 関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資顧問会社と同じ企業グループに属しているため、ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の関連当事者と見なされている。

注12. 決算日後の状況

ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の償還に関する決定がありうることを見越して、管理会社は2018年3月14日に、()2018年3月14日より後からさらなる通知を行うまでピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の受益証券の発行を一時停止すること、()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)とプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建てとの受益証券のスイッチングを一時停止すること、()プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドからピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)への受益証券のスイッチングを一時停止することおよび()ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)の償還費用に対する引当金を、2018年3月15日現在の純資産価額に反映することを決定した。

プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)

投資有価証券明細表

2018年2月28日現在

(表示通貨:日本円)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			円	円	%
8,097	PIMCO Cayman Trust - PIMCO Cayman Total Return Strategy Fund J (JPY, Hedged)	日本円	97,269,765	109,107,075	103.41
投資信託合計			97,269,765	109,107,075	103.41
投資有価証券合計			97,269,765	109,107,075	103.41

投資有価証券の分類

2018年2月28日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ケイマン諸島		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	103.41
投資有価証券合計		103.41

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

添付の注記は、本財務書類の一部である。

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

純資産計算書

2018年2月28日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価14,109,901.99米ドル (1,499,036千円))	1.2	20,913,363.04	2,221,836
資産合計		20,913,363.04	2,221,836
負債			
未払印刷および公告費用		37,558.09	3,990
未払弁護士費用		30,096.55	3,197
未払専門家費用		14,404.28	1,530
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	7	13,660.89	1,451
未払投資運用会社報酬	4	13,487.40	1,433
未払受託会社報酬	2	2,541.47	270
未払管理事務代行会社報酬	5	1,796.12	191
未払代行協会員報酬	8	1,617.76	172
未払管理会社報酬	3	539.15	57
未払保管会社報酬	6	178.96	19
その他の負債		148.69	16
負債合計		116,029.36	12,327
純資産		20,797,333.68	2,209,509
純資産			
米ドル建て受益証券		16,982,942.92	1,804,268
円建て受益証券		408,845,855円	
発行済受益証券口数			
米ドル建て受益証券		782,672.408口	
円建て受益証券		168,724.300口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建て受益証券		21.70	2,305円
円建て受益証券		2,423円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド
統計情報

	米ドル建て 受益証券	円建て 受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2016年8月31日	1,184,401.626 □	239,494.852 □
2017年8月31日	786,324.513 □	172,867.943 □
発行受益証券	57,815.170 □	55,506.536 □
買戻受益証券	(61,467.275) □	(59,650.179) □
2018年2月28日	782,672.408 □	168,724.300 □
	米ドル建て 受益証券	円建て 受益証券
純資産、期末		
2016年8月31日	21,162,547.56 米ドル (2,248,309千円)	461,857,259 円
2017年8月31日	15,422,214.17 米ドル (1,638,456千円)	390,965,894 円
2018年2月28日	16,982,942.92 米ドル (1,804,268千円)	408,845,855 円
	米ドル建て 受益証券	円建て 受益証券
受益証券1口当たり純資産価格、期末		
2016年8月31日	17.87 米ドル (1,899円)	1,928 円
2017年8月31日	19.61 米ドル (2,083円)	2,262 円
2018年2月28日	21.70 米ドル (2,305円)	2,423 円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2018年2月28日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は、当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.015%の受託会社報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされるキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.75%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注7．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.75%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．為替レート

キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2018年2月28日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	107.1851

注11．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻ることができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注12．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資顧問会社と同じ企業グループに属しているため、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの関連当事者と見なされている。

注13．決算日後の状況

管理会社は2018年3月14日に、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドから、プレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建ておよび/またはプレミアム・ファンズ ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）への受益証券のスイッチングを2018年3月14日より後から一時停止すると決定した。

管理会社および受託会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド
 投資有価証券明細表
 2018年2月28日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
1,595,222.20	Capital Group Investment Company of America (LUX) (Class C ACC)	米ドル	14,109,901.99	20,913,363.04	100.56
投資信託合計			14,109,901.99	20,913,363.04	100.56
投資有価証券合計			14,109,901.99	20,913,363.04	100.56

投資有価証券の分類

2018年2月28日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	100.56
投資有価証券合計		100.56

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

（２）【投資有価証券明細表等】

各サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した各サブ・ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

2018年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約7億1,084万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,610円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=130.52円)による。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)第125-2条に規定された投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を各サブ・ファンドの投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2018年3月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年3月末日現在)

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	3,867,891,713米ドル
		ユーロ建て：	8,020,583ユーロ
		日本円建て：	1,151,795,082,439円
		豪ドル建て：	1,749,804,277豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て：	546,726,273ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て：	62,126,953カナダ・ドル
		B分類	投資信託の種類 (基本的性格)

(3)【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2018年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.52円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2017年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2017年9月30日		2017年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	11,785	1,538	16,437	2,145
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	6,737,707	879,406	6,162,820	804,371
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	173,567	22,654	173,978	22,708
現金および預金	8,328,603	1,087,049	7,388,919	964,402
手許現金	3	0	4	1
前払金	19,533	2,549	43,676	5,701
	<u>15,259,413</u>	<u>1,991,659</u>	<u>13,769,397</u>	<u>1,797,182</u>
資産合計	<u>15,271,198</u>	<u>1,993,197</u>	<u>13,785,834</u>	<u>1,799,327</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	710,841	5,446,220	710,841
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	127,699	16,667	72,539	9,468
その他の積立金	2,291,131	299,038	1,243,094	162,249
	<u>2,418,830</u>	<u>315,706</u>	<u>1,315,633</u>	<u>171,716</u>
- 当期損益	721,010	94,106	1,103,197	143,989
	<u>8,586,060</u>	<u>1,120,653</u>	<u>7,865,050</u>	<u>1,026,546</u>
引当金				
- 納税引当金	541,077	70,621	332,293	43,371
- その他の引当金	142,587	18,610	112,920	14,738
	<u>683,665</u>	<u>89,232</u>	<u>445,213</u>	<u>58,109</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	67,045	8,751	64,800	8,458
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	5,934,428	774,562	5,410,771	706,214
	<u>6,001,473</u>	<u>783,312</u>	<u>5,475,571</u>	<u>714,672</u>
負債合計	<u>15,271,198</u>	<u>1,993,197</u>	<u>13,785,834</u>	<u>1,799,327</u>

(2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2017年4月1日から2017年9月30日までの期間

(単位:ユーロ)

	2017年9月30日		2017年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	11,667,657	1,522,863	18,121,983	2,365,281
人件費	456,339	59,561	814,778	106,345
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	106,239	13,866	178,228	23,262
その他の利息および類似財務費用	6,623	864	0	0
	<u>12,236,858</u>	<u>1,597,155</u>	<u>19,114,989</u>	<u>2,494,888</u>
法人所得税	269,149	35,129	453,024	59,129
	<u>12,506,007</u>	<u>1,632,284</u>	<u>19,568,013</u>	<u>2,554,017</u>
当期利益	721,010	94,106	1,103,197	143,989
費用合計	<u>13,227,017</u>	<u>1,726,390</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,698,006</u>
収益				
純売上高	13,192,136	1,721,838	20,581,805	2,686,337
その他の営業収益	32,954	4,301	81,030	10,576
その他の利息および類似財務収益	1,927	252	8,375	1,093
	<u>13,227,017</u>	<u>1,726,390</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,698,006</u>
当期損失	0	0	0	0
収益合計	<u>13,227,017</u>	<u>1,726,390</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,698,006</u>

6【その他】

2018年2月28日提出済みの募集事項等記載書面および有価証券報告書（2018年4月11日提出済みの有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正箇所を示す。

証券情報

（5）申込手数料

<訂正前>

（前略）

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。

（注4）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注5）米ドル建てファンドの受益証券および米ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

<訂正後>

（前略）

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

（注3）申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注4）米ドル建てファンドの受益証券および米ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

（八）資本金の額

2017年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億3,491万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,699円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年12月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝134.94円）による。以下同じ。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（八）資本金の額

2018年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億1,084万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,610円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年3月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.52円）による。

（後略）

3 投資リスク

（1）リスク要因

<訂正前>

（前略）

信用リスク

固定利付証券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、固定利付証券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

信用リスク

固定利付証券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、固定利付証券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在している。

（後略）

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料

<訂正前>

(前略)

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。

(注4) 申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注5) 米ドル建てファンドの受益証券および米ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

<訂正後>

(前略)

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

(注3) 申込手数料については、日本における販売会社または販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注4) 米ドル建てファンドの受益証券および米ドル建て受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2018年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2018年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

第2 管理及び運営

3 スイッチング手続等

(1) 海外におけるスイッチング

<訂正前>

一時停止期間中を除き、またキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの信託証書補遺または英文目論見書に定められているキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドに適用される制限もしくは条件または管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上行う決定に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチング（キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの米ドル建て受益証券および円建て受益証券間のスイッチングを含む。）するよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

（後略）

<訂正後>

一時停止期間中を除き、またキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの信託証書補遺もしくは英文目論見書に定められているまたは管理会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するキャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドに適用される制限または条件に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチング（キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンドの米ドル建て受益証券および円建て受益証券間のスイッチングを含む。）するよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

（後略）

第二部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

<訂正前>

(前略)

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する総管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、総管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに、管理事務代行会社により選任された代理人、下請人または委託先を含む。）は、その合理的な支配の及ばない理由、原因または偶発事故（自然災害、国有化、通貨制限、郵便その他のストライキ、争議行為または関連する証券取引所、決済システムもしくは市場の障害、停止もしくは混乱を含むが、これに限られない。）の直接または間接的な結果として生じた損失または同契約に基づく職務もしくは義務の不履行もしくは遅延につき責任を負わない。

総管理事務代行契約の関連する規定に従い、管理会社は、あらゆる経費、負債、債務、請求、措置、催告、損害、違約金、訴え、法的手続、判決、決定、訴訟、費用または支出（種類または性質を問わない。）のうち、（ ）同契約に基づく機能または職務の履行に関連して管理事務代行会社に課され、これが負担し、またはこれに対して申立てがなされる可能性のあるものであって、（ ）管理事務代行会社が適切な指示を受けて同契約に基づいて行為した事実に直接または間接的に起因するものにつき、管理事務代行会社ならびにその役員および取締役を補償し、これらに損害を被らせないことを約束する。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(後略)